

1 議事日程(第1日)

(平成25年第3回久山町議会定例会)

平成25年8月27日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案審議

議案第34号 久山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
(25久山町条例第14号)

議案第35号 久山町子ども・子育て会議条例の制定について
(25久山町条例第15号)

議案第36号 平成24年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第37号 平成24年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第38号 平成24年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第39号 平成24年度久山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第40号 平成24年度久山町水道事業会計決算認定について

議案第41号 平成25年度久山町一般会計補正予算(第2号)

議案第42号 平成25年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第43号 平成25年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第4 本会議の日程について

* 一般質問について

* 最終本会議について

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番 池松 巖根

2番 實 渕 英 介

3番 阿 部 賢 一

4番 有 田 行 彦

5番 吉 村 雅 明

6番 佐 伯 勝 宣

7番 佐 伯 國 廣

8番 松 本 世 頭

9番 本 田 光

10番 木 下 康 一

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

6番 佐伯勝宣

7番 佐伯國廣

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

町長	久芳菊司	副町長	只松輝道
教育長	中山清一	代表監査委員	國崎英機
総務課長	安部雅明	教育課長	伴義憲
町民生活課長	森裕子	会計管理者	松原哲二
税務課長	井上嘉明	健康福祉課長	角森輝美
田園都市課長	大穂正巳	上下水道課長	実渕孝則
経営企画課長	安倍達也	魅力づくり推進課長	久芳義則

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	矢山良隆	議会事務局書記	笠利恵
総務課主査	阿部桂介		

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時30分

○議長（木下康一君） ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第3回久山町議会9月定例会を開会いたします。

まず初めに、議会開会に当たり、町長より挨拶をお受けいたします。

町長。

○町長（久芳菊司君） 9月定例会を開催するに当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日、ここに9月定例会を招集しましたところ、議員全員の御出席を賜り開会できますこと、誠にありがとうございます。

今年の夏は国内で観測史上初めて41度を超すなど記録的な猛暑が続いています。また、まとまった降雨もほとんどなく、農業用水の枯渇が懸念される状況にありましたけれども、ここ数日少しまとまった雨量もあり、一安心しているところでございます。

さて、7月の参議院選挙では、おおよその予想どおり政府・与党である自民党が圧勝し、懸案だったねじれ現象も解消いたしました。これからが安定的かつ長期政権の始まりとも思われます安倍内閣の本格的な船出となるものではないかと感じています。

アベノミクスは国民の多くから一応の評価を得ていると感じておりますけれども、実際、経済面におきましても国内の前期GDP実質成長率が0.6%上昇するなど、特に経済界においては高い評価を得ている状況にあります。しかしながら、円安を進める金融政策は、輸出産業には大きな利点をもたらす一方で原材料費の値上がり等で不況に追い込まれる企業も多く、これから放つ3本目の矢である成長戦略によって国内全体の景気をいかに高めることができるか、これからの安倍政権に問われるところであります。

また、そのほかにも冷え切った中国あるいは韓国との関係改善が必要と思われる外交問題、また既にスタートしているTPP参加における交渉をどう有利に進めることができるのか、そしてまた国内では懸案の消費税増税をいつ決断できるのか、まだまだ順風満帆の世界ばかりでない問題が山積しているところでございます。

次に、先般、議会全員協議会の場において議会の皆様にも全員の御賛同をいただいて進めておりますソフトバンクファーム新球場の誘致に関してですが、連日のように県内自治体による誘致合戦の記事が掲載されるなど、現状買い手市場が非常に高まっている状況にあります。したがって、現状では誘致条件等のハードルがさらに高くなるのではないかと懸念をしておりますけれども、本町としましては福岡ドームとの至近距離など土地の利あるいは自然環境のすばらしさなどを正面からぶつけていく方針でもって現在粛々と準備を進めているところであります。

さて、早くも平成25年度の上半期の終盤を迎えています。今年度の重点事業の一つであります上山田地区の土地区画整理事業は一級町道山田・久原線の道路整備事業と一体事業として実施するところでありますが、いよいよ来月の9月1日に上山田土地区画整理組合の組合設立の運びとなりました。人口減少と活力低下が進む山田地区の活性化を促進する上でも大変重要な事業であり、今後とも町としましても積極的にこの事業を推進していく所存であります。また、事業の進捗に合わせて区域内に生じる保留地につきましては、新しい町が考えています統合幼稚園の用地として今後取得する方針であります。

今議会に提案いたします議案関係は、条例案件が2件、平成24年度の一般会計及び特別会計等の決算認定並びに平成25年度の一般会計及び特別会計等補正予算案等、合計10案件をお願いするものであります。

それぞれの議案の詳細につきましては各担当課長が御説明いたしますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げまして、冒頭の御挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（木下康一君） ありがとうございます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ別室にて協議いたしましたので、再度ここで確認いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木下康一君） 議事日程。日程第1、会議録署名議員の指名。久山町議会会議規則第119条により議長指名。6番佐伯勝宣議員、7番佐伯國・議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（木下康一君） 日程第2、会期の決定。平成25年8月27日から9月6日まで11日間としたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、会期を本日から6日までの11日間と決定いたしました。

日程第3、議案審議の方法。議案第34号から議案第40号までを一議案ごとに上程し、提案理由の説明を受ける。上程された議案第36号から議案第40号について監査委員の監査報告を受ける。議案第41号から議案第43号までを一議案ごとに上程し、提案理由の説明を受ける。会期中に議案第34号から議案第43号までの内容説明を受ける。議案審議は以上のよ

うに行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

日程第4、本会議の日程について。一般質問について。平成25年8月28日水曜日9時30分、本会議で一般質問を行う。最終本会議について。平成25年9月6日金曜日9時30分、最終本会議を行い、議案第34号から議案第43号までを一議案ごとに審議の上、採決を行う。本会議は以上の日程で行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、本会議は以上の日程で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案審議

○議長（木下康一君） それでは、日程第3により議案の上程を行います。

まず、議案第34号久山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（森 裕子君） 御説明いたします。

本案は、久山町高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてお願いをするものでございます。

本案は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、平成26年1月1日から久山町後期高齢者保険料の延滞金の率を引き下げる必要が生じたため、久山町後期高齢者医療に関する条例（平成20年久山町条例第2号）の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては委員会において御説明いたしますので、御審議いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第35号久山町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（角森輝美君） 御説明いたします。

本案は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に伴い、同法第77条第1

項の規定により条例制定が必要なため議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第36号平成24年度久山町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 御説明いたします。

本案は、平成24年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について監査委員による審査が終了いたしましたので、地方自治法第96条第1項第3号及び同法第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものであります。

歳入決算額47億9,415万900円、歳出決算額45億7,175万5,120円、歳入歳出差し引き額2億2,239万5,780円の黒字決算でございます。歳入を前年度決算と比較しますと15.3%の増で、額にしますと6億3,536万4,887円の増額決算になります。歳入の内訳は町税、地方譲与税、地方交付税、各種交付金など経常一般財源等収入が約25億8,524万4,000円で、歳入総額の52.9%を占める割合であります。対前年度との比較では諸収入が約3億5,027万2,000円の増、財産収入が約7,460万1,000円の増、一方で地方特例交付金が1,230万6,000円の減、地方交付税が1,846万4,000円の減となっています。

次に、歳出ですが、前年度決算額と比較しますと14.8%の増で、額にいたしますと5億8,865万915円の増額決算になっています。性質別に見ますと報酬、給与、諸手当等の人件費が対前年度比0.6%の増、同じく賃金、委託費、需用費などの物件費が5.3%の増、補助費等が18.5%の増、繰出金が7.9%の増、普通建設事業費が74.3%の増となっています。また一方、維持補修費が対前年度比23.4%の減、積立金が98.3%の減となっています。目的別では前年度と比較しますと対前年度比が総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費が増になっている以外は全て減額決算となっております。町の財政構造の弾力性を測定する指標となります経常収支比率は前年度より2.4%上がり85.0%を示しており、今後も継続して経常経費の抑制を図るとともに、より一層自主財源の確保に努める必要があると思われま。

詳細につきましては委員会で各担当課長が御説明いたしますので、御審議の上、認定いただきますようお願いいたします。

○議長（木下康一君） 次に、議案第37号平成24年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決

算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（森 裕子君） 御説明いたします。

本案は、平成24年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

決算の概要につきましては、財源となります歳入の主なものといたしましては、国民健康保険税 1 億6,119万7,560円、国庫支出金 2 億1,707万8,221円、療養給付費等交付金 5,708万2,281円、前期高齢者交付金 2 億5,286万4,553円、県支出金4,735万9,888円、共同事業交付金 1 億1,481万1,545円、繰入金5,187万487円、繰越金5,787万7,860円、歳入合計としましては 9 億6,196万3,642円でありまして、前年よりも3,542万2,875円の減額となり、前年の約3.6%の減となっております。

歳出の主なものといたしましては、総務費1,688万482円、保険給付費 6 億5,800万9,002円、後期高齢者支援金等 1 億551万1,155円、介護納付金4,185万5,642円、共同事業拠出金 1 億1,441万5,948円、保健事業費627万8,386円、諸支出金1,051万797円、歳出合計といたしましては 9 億5,358万709円であり、前年より1,407万2,052円の増額となり、前年の約1.5%増となっております。歳入合計から歳出合計を差し引いた838万2,933円が翌年度への繰越額となっております。

詳細につきましては委員会におきまして御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第38号平成24年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（森 裕子君） 御説明いたします。

本案は、平成24年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定をお願いするものでございます。

決算の概要につきましては、この財源となります歳入の主なものといたしまして、後期高齢者医療保険料9,693万7,550円、繰入金3,191万6,639円、繰越金405万9,680円、以上歳入合計といたしまして 1 億3,292万569円でありまして、前年よりも1,125万8,499円の増額となり、対前年比は約9.3%の増となっております。

歳出といたしましては、総務費1,001万2,220円、後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして1億1,794万1,759円、歳出合計といたしましては1億2,795万3,979円になりまして、前年よりも1,035万1,589円の増額となり、対前年比は約8.8%の増となっております。歳入合計から歳出合計を差し引いた496万6,590円が翌年度への繰越額となります。

詳細につきましては委員会におきまして御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第39号平成24年度久山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（実渕孝則君） 御説明いたします。

本案は、平成24年度久山町下水道事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第96条第1項第3号及び同法第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

平成24年度の決算は歳入合計5億7,215万6,852円、歳出合計5億4,422万9,383円で、歳入歳出差し引き残額2,792万7,469円を翌年度へ繰り越すものでございます。

歳入決算の主なものにつきましては、分担金及び負担金1,156万9,860円、使用料及び手数料1億6,312万980円、国庫支出金4,944万6,000円、一般会計繰入金1億9,000万円、諸収入4,502万3,843円、事業債8,880万円でございます。

また、歳出決算の主なものにつきましては、総務費8,890万3,655円、事業費1億8,269万5,167円、公債費2億3,438万5,582円でございます。

事業の進捗状況についてですが、下水道管の布設延長は年度中に2キロメートルの完成をいたしまして全体で59.2キロ、それから処理区域面積は6.2ヘクタール増となりまして全体で277.2ヘクタール、認可区域面積に対しまして63.1%の進捗でございます。また、行政人口に対する処理区域内人口の割合でございます下水道普及率は90.6%でございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、承認していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第40号平成24年度久山町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（実測孝則君） 御説明いたします。

本案は、平成24年度久山町水道事業会計決算認定を地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

平成24年度の概況につきましては、年度末給水人口8,079人、前年度と比べて42人増加しております。普及率は年度末久山町人口8,321人に対しまして97.1%、配水量は95万4,991立方メートル、有収水量88万5,180立方メートルで、有収率92.7%となっております。

経理といたしましては、収益的収入の決算額は水道事業収益2億724万4,235円、内訳といたしまして営業収益1億8,711万9,840円、営業外収益2,012万4,395円となっております。収益的支出の決算額は、水道事業費用2億236万700円、内訳といたしまして営業費用1億5,954万1,601円、営業外費用4,280万2,059円、特別損失1万7,040円となっており、収益的収支差し引き額488万3,535円、平成24年度純利益、消費税抜きでございますが341万3,254円、平成24年については利益の処分は行わず、平成24年度末処分利益剰余金は4,082万116円となっております。

また、資本的収入の決算額は、負担金6,725万4,000円、それから資本的支出の決算額は1億4,218万8,705円、内訳といたしまして建設改良費5,407万1,104円、企業債償還金8,811万7,601円となっており、資本的収入額が資本的支出額に不足する額7,493万4,705円は消費税及び地方消費税資本的収支調整額257万4,814円及び当年度損益勘定留保資金7,235万9,891円で補填しております。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、承認していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） ただいま上程されました議案第36号から議案第40号までの5議案は決算認定の案件でありますので、ここで監査委員の報告を受けます。

國崎代表監査委員が入場されるまでしばらくお待ちをお願いします。

〔代表監査委員 國崎英機君 入場〕

○議長（木下康一君） 國崎代表監査委員が入場されましたので、監査報告をお願いいたします。

○代表監査委員（國崎英機君） おはようございます。監査委員の國崎でございます。

ただいまから平成24年度一般会計、特別会計並びに水道事業会計について監査報告をいたします。

なお、監査結果につきましては、監査委員2名の合議によるものでございます。座らせていただきます。

町長から審査に付されました平成24年度の決算について審査が終了しましたので、ここに御報告をいたします。

平成24年度の決算で審査の対象にしましたのは、平成24年度久山町一般会計歳入歳出決算、国民健康保険特別会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、下水道事業特別会計歳入歳出決算並びに平成24年度久山町水道事業会計決算であります。

審査の主眼とその方法でございますが、審査に付されました各会計歳入歳出決算書並びに関係帳簿、証憑書類について、第1に決算の計数は正確であるか、第2に経理事務は関係法規に適合した処理がなされているか、第3に予算の執行は適正かつ効率的になされているか、以上の点に留意しつつ、関係課長及び担当者の説明を聴取するとともに例月出納検査等を参考にして審査を行いました。

なお、投資的事業につきましては、主な事業箇所の現地調査を実施いたしております。

次に、審査の期間は6月24日から7月26日にかけて実施をいたしております。

審査の結果ですが、平成24年度一般会計では、歳入が47億9,415万900円、歳出が45億7,175万5,120円で、繰越明許費として翌年度へ繰り越す一般財源3,093万9,500円を除いた実質収支は1億9,145万6,280円となります。なお、歳出予算の執行割合は86.8%であり、繰越明許費で翌年度へ繰り越す額5億3,750万3,365円を差し引けば不用額は1億5,641万1,515円となり、その主なものは総務費、民生費、衛生費、土木費、教育費であり、それぞれの費目において未執行となった理由があり、全ての事務事業が予算に基づき適正に執行された結果であることを認めます。

国民健康保険特別会計は、歳入が9億6,196万3,642円で、歳出は9億5,358万709円で、実質収支は838万2,933円であります。

後期高齢者医療特別会計は、歳入が1億3,292万569円で、歳出が1億2,795万3,979円で、実質収支は496万6,590円であります。

下水道事業特別会計は、歳入が5億7,215万6,852円、歳出が5億4,422万9,383円で、実質収支は2,792万7,469円となります。

水道事業会計は、収益的収支が488万3,535円の黒字となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額7,493万4,705円は消費税及び地方消費税資本収支調整額257万4,814円で、当年度損益勘定留保資金7,235万9,891円で補填されており、平成24年度純利益は341万3,254円であります。

以上、一般会計及び特別会計、企業会計におきます実質収支等について御説明をいたし

ましたが、全ての会計において黒字決算であり、収支の均衡は保たれていることを認めます。

また、決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書は関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳簿と照合した結果、いずれも正確であることを認めるとともに、予算の執行及び関連する事務が適正に処理されていることを御報告いたします。

しかしながら、次に指摘する事項につきましては、今後十分に検討され、適切な措置、改善を図られたいと考えています。

まず第1ですが、財政の弾力性を判断する指標として用いられます経常収支比率についてであります。町財政の根幹であります経常一般財源収入、町税、普通交付税に占める義務的経費、人件費、扶助費、公債費等の割合が経常収支比率であります。これが85.0%で、昨年が82.6だったんで、2.4ポイント悪化しております。それでも糟屋地区においては最もよい比率となっております。これは意見書の中をごらんになっていただければわかると思います。今後、国からの交付金等が大幅削減されていくことが予測されることから、さらなる財政構造の弾力性の確保を持たれ、健全な財政運営に努められますよう強く要望いたします。

2点目ですけれども、自主財源の確保であります。これは人口増、企業誘致が有効な手段と考えられます。地区計画の見直し、区画整理事業により宅地化が進んでおります。平成24年度も白谷地区の開発、これは成功事例だと思います。今後も計画されている上山田地区、それから上久原地区の開発等も含めた住宅建設を誘引する対策が必要かと思えます。

また、企業誘致にも積極的に取り組まれ、その実績は評価できますが、さらなる優良企業の誘致等を図るには土地利用構想の見直しが必要となります。大胆な発想と創意工夫による安定的自主財源の確保に取り組んでいただきたいと思います。

また、将来、利用目的のない町有地につきましても、関係各課で調整の上、積極的に売却を進められますことをあわせてお願い申し上げます。

第3点ですが、各種税、使用料、受益者負担金等の滞納総額は、毎年不納欠損しながら9,674万円に上っております。今年度も時効等による不納欠損処理が700万9,762円となっております。公平公正の原則のもと、滞納者については時効中断の法的手続等を徹底されるとともに、新たな滞納発生を極力抑えるため、現年課税分については臨戸徴収の徹底を図られる等、重点的な徴収体制の整備を望みます。

なお、滞納処分については専門的知識と経験が必要であるとともに強制徴収の対象であります町税、国保税、下水道受益者負担金、保育料の滞納処分手続については事務の一元化

等による効率的な徴収体制の整備が望ましいと考えておりますので、あわせて御検討いただきたいと思ひます。

第4点ですが、借地の取り扱いについてです。平成24年度で町が借地し管理している土地、公園用地、道路、歩道用地、水路用地等ですけれども、18地区、面積にして1万1,149平米、借地料が276万円に上っております。公共施設用地が借地であることは望ましくなく、将来的に経常経費として町財政の負担となるものであり、計画的な買い取り等が必要と考えます。

以上、主な4項目について指摘、評価を申し上げましたが、決算審査意見書に詳細を掲載しておりますので、御一読いただけたらと思ひます。

次に、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付されました平成24年度健全化判断比率について財政健全化の4指標、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の久山町の現状について説明いたします。

この財政健全化審査は、町長から提出されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

まず、実質赤字比率でございますが、一般会計と特別会計が対象となりますが、早期健全化基準が15%とされています。また、連結実質赤字比率につきましても普通会計と企業会計が対象とされ、早期健全化比率は20%とされております。この2つの指標については、いずれの会計においても黒字決算ですので問題はございません。

次に、実質公債費比率についてでございますが、標準財政規模に占める普通会計、公営企業会計、一部事務組合に係る公債費の割合を示すもので、早期健全化基準は25%とされています。本町におきましては8.5%となっており、昨年度よりも1.2ポイント改善されており、久山町の財政が健全であることを示すものと言えます。

次に、将来負担比率についてでございますが、普通会計、公営企業会計、一部事務組合、開発公社、第3セクター等全てを含むもので、早期健全化基準は350%とされていますが82.6%となっており、昨年は100%だったので、17.4%ポイント改善されております。

以上のことから昨年よりも財政指標は大幅な改善が見られ、現時点においては数値的には何ら問題はなく、町財政は健全であると判断いたします。

また、水道事業会計、下水道事業特別会計におきます資金不足比率につきましても、特に指摘することはございませんでした。

これらの指標のうち一つでも健全化判断基準を超えますと財政健全化計画を策定しなければなりません。さらに数値が悪化しますと財政再生計画を策定し、国の管理のもとで予

算編成することになります。

執行部におかれましては、特に将来負担比率を念頭に置かれ、さらなる財政の健全化に努めていただきたいと思います。

また、議会におかれましても、監視、チェック機能を十分に発揮いただきますようお願い申し上げます。

それで、ちょっと意見の中に2つほどちょっと補足をしたいと思いますが、まず税の滞納という問題は指摘しました。ただ、これはかなり改善をされてまして、不納欠損が去年は1,016万円でした。今年701万円、大幅に不納欠損自体も減っています。なおかつ滞納金額が去年1億1,057万円だったのが9,673万円と、これも大幅に改善されております。これは担当各位の自負心というか、プライドをかけた取り組みの結果だと大いに評価したいと存じます。その中で国税の徴収の専門の方を今、週1回来ていただいて、さらに滞納を減らす取り組みに取り組んでいただいております。この機会に是非ここで培ったノウハウを担当者がお代わりになってもそのまま引き継げるように努力をいただきたい、そう思います、というのがまず1点。

2点目が、土地開発公社の解散です。これは25年度に解散ということになっております。したがって、今まで土地開発公社の所有であった土地が文字どおり町有地になります。したがって、町有地になった分の有効利用と処分、これが急がれると思います。

以上、2つのことを付して監査報告といたします。ありがとうございました。

○議長（木下康一君） 詳細に御報告いただきましてありがとうございました。

〔代表監査委員 國崎英機君 退席〕

○議長（木下康一君） 次に、議案第41号平成25年度久山町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 御説明いたします。

本案は、平成25年度久山町一般会計補正予算（第2号）をお願いするものです。既定の歳入歳出予算総額53億680万7,000円に歳入歳出それぞれ1億8,826万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億9,507万3,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、人事異動及び市町村職員共済組合負担金の負担率変更、嘱託職員等の雇用に伴う人件費補正626万円、総務費は財産管理費の庁舎修繕等457万円、OA事務費の備品購入費として357万4,000円、交通アクセス対策費のバス停設置工事費として160万円、まちづくりプロジェクト推進費の委託料等2,114万8,000円、それぞれ増額です。民生

費では社会福祉総務費の国民健康保険特別会計繰出金4,997万4,000円及び障害者福祉費のシステム改修委託料及び更生医療費が737万円増額となっております。農林水産業費では農業費の農業用水路補修工事費2,400万円及び林業費の福岡県広域森林組合出資金530万7,000円増額となっております。土木費では道路橋梁費として1,522万9,000円及び田園居住区整備事業費が710万円の増額です。消防費は粕屋南部消防組合負担金が222万8,000円増額です。教育費は小・中学校管理費の理科備品等購入費が342万円、文化財発掘調査費の原遺跡及び尾園口遺跡の受託事業費2,204万6,000円の増額となっております。全体で1億8,826万6,000円の増額となります。

財源となります歳入は、地方特例交付金、普通交付税、国庫支出金、県支出金、繰越金、町債などで1億8,826万6,000円の増額となります。

詳細につきましては委員会で各担当課長が御説明いたしますので、御審議の上、可決していただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第42号平成25年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（森 裕子君） 御説明いたします。

本案は、平成25年度久山町国民健康保険特別会計予算の歳入歳出の補正（第1号）をお願いするものでございます。既定の歳入歳出予算の総額9億5,007万6,000円に歳入歳出それぞれ7,108万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,115万6,000円とするものでございます。

歳出補正につきましては、主なものといたしましては、保険給付費が5,232万8,000円の増額、後期高齢者支援金等が484万7,000円の増額、諸支出金の国県支出金精算年度分等で1,365万円の増額、歳出合計といたしまして7,108万円でございます。そのための財源であります歳入補正といたしまして、国民健康保険税が339万9,000円の増額、療養給付費等交付金が2,880万円の増額、前期高齢者交付金が1,947万3,000円の減額、繰入金4,997万4,000円の増額、繰越金が838万円の増額、歳入合計といたしまして7,108万円でございます。

詳細につきましては委員会におきまして御説明いたしますので、御審議いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第43号平成25年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(森 裕子君) 御説明いたします。

本案は、平成25年度久山町後期高齢者医療特別会計予算の歳入歳出の補正(第1号)をお願いするものでございます。既定の歳入歳出予算の総額1億3,565万円に歳入歳出それぞれ329万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,894万2,000円とするものでございます。

歳出補正といたしましては、総務費が167万3,000円の減額、後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして496万5,000円の増額、歳出合計といたしまして329万2,000円でございます。そのための財源であります歳入補正といたしましては、繰入金167万3,000円の減額、繰越金が496万5,000円の増額で、歳入合計といたしまして329万2,000円でございます。

詳細につきましては委員会におきまして御説明いたしますので、御審議いただきますようお願いいたします。

御説明を終わります。

○議長(木下康一君) 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(木下康一君) 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれで散会いたします。

なお、会期中の活発な議論をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時15分